

交企甲達第15号  
交指甲達第13号  
交規甲達第7号  
令和元年6月6日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

交通死亡事故現場等を中心とした総合的な再発防止対策の実施について

みだしのことについては、交通死亡事故現場等を中心とした総合的な再発防止対策の実施について（平成23年交企甲達第11号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、この度、見直しを行ったので、下記の要領により実施されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

- 1 対象となる交通事故  
自署管内で発生した交通死亡事故及び重体事故（以下「対象事故」という。）
- 2 実施期間  
対象事故が発生した翌日から10日間
- 3 実施範囲  
対象事故発生現場を中心に、おおむね半径3キロメートル以内
- 4 実施要領  
対象事故発生の機会を捉え、発生した対象事故の事故形態、事故原因、事故の背景等を考慮し、実態に即したハード面及びソフト面の効果的な再発防止対策を図ること。
  - (1) 具体的推進要領
    - ア 交通取締りの強化  
対象交通事故の発生時間帯、発生現場及びその周辺の幹線道路において、当該交通事故に即した取締りを実施すること。
    - イ 街頭活動の強化  
赤パト、駐留監視の実施、広報啓発看板の設置等により、通過車両や周辺住民などに交通事故の現場であることの広報啓発に努めること。  
なお、遺族や被害者の感情に十分配慮するなど、その状況に応じて行うこと。
    - ウ 交通安全教育
      - (ア) 高齢の歩行者・自転車利用者が被害者の場合は、高齢者交通安全リーダー、地域交通安全活動推進委員等とともに、事故発生現場を中心とした半径3キロメートル以内の高齢者宅を訪問し、交通安全一ロアドバイスを行うなど、周辺住民の交通安全意識の高揚に努めること。
      - (イ) 対象事故発生現場及びその周辺において、事故概要の説明や道路の横断方法、自転車の乗り方等を指導するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施す

ること。

(ウ) 事故形態にかかわらず現場周辺の町内会長等を訪問し、交通安全広報等に努めること。

(2) 自治体、関係機関・団体等との事故発生現場総点検

ア 速やかに自治体、道路管理者、交通安全協会等と合同で事故発生現場周辺の総点検を実施し、ガードレール、道路形状、道路照明、防護柵等交通安全施設の整備など、事故形態に応じた交通対策を推進すること。

イ 当事者が管内住民である場合には、事故現場総点検の機会を捉えて、自治体に対し、広報啓発、交通安全教育等の要請及び要望を行うこと。

(3) 対象事故発生時の通報

交通企画課長は、対象事故が発生したときは、交通事故発生通報（別記様式第1号）により、自治体及び道路管理者へ通報すること。

(4) 対象事故発生時の警察署への通知

交通企画課長は、対象事故が発生したときは、交通関係即報事案の報告要領の制定について（平成26年交指甲達第23号。以下「即報要領」という。）に基づき受理した、当該事故にかかる交通事故発生報告（即報要領別記様式第1号）の写しの送付により、交通機動隊、高速道路警察隊及び各警察署に通知すること。

5 報告

(1) 再発防止対策実施計画関係

再発防止対策実施計画表（別記様式第2号）により、速やかに交通企画課長を經由して本部長に報告すること。

(2) 再発防止対策実施結果関係

再発防止対策実施結果表（別記様式第3号）により、速やかに交通企画課長を經由して本部長に報告すること。

(3) 現場総点検関係

現場総点検関係については、現場総点検終了後、現場確認結果報告書（別記様式第4号）により、交通企画課長を經由して本部長に報告すること。

別記様式省略